

労働条件通知書 兼 雇用契約書

年 月 日

殿

事業場名称・所在地 株式会社マスターテック（結婚相談所メルティア）

〒349-0212 埼玉県白岡市新白岡3丁目34番地1

使用者職氏名 代表取締役 前田 圭太

株式会社マスターテック（以下「会社」という）と（以下「労働者」という）は、次の条件で雇用契約を締結する。

1. 契約期間

期間の定めあり（ 年 月 日 ～ 年 月 日・6か月）

- 契約の更新の有無：更新する場合があります
- 更新の判断基準：契約期間満了時の業務量／勤務成績・態度／能力／会社の経営状況
- 更新上限：無
- 試用期間：無

2. 就業の場所

雇入れ直後	変更の範囲
労働者の自宅（在宅勤務）	会社の事業所（今後設ける事業所を含む）および会社が指定する場所（在宅勤務を含む）

3. 従事すべき業務の内容

雇入れ直後 結婚相談所メルティアの会員サポート事務。具体的には次のとおり

- IBJシステムでのお見合い日程の調整・場所の予約・確定
- お見合い前日の確認連絡、お見合い当日の連絡対応、お見合い結果の入力
- 交際中の定型メッセージの送信
- 会員様プロフィールの入力・公開手続き、仲人PR文の作成
- 入会・退会・休会の手続きと案内

変更の範囲 メルティア事業の事務全般

- 料金・返金・解約条件の判断、および苦情への対応は会社が行い、労働者は行わない
- 定型に当てはまらない連絡は送らずに会社へ相談する

4. 始業・終業の時刻、休憩、所定時間外労働

- 勤務日と始業・終業の時刻は、前月25日までに会社と労働者が話し合って決め、シフト表で通知する
- 1日の所定労働時間は5時間以内、1週の所定労働時間は20時間未満とする
- 休憩時間：0分（1日の労働時間が6時間を超える場合は45分）
- 所定時間外労働：無
- 休日労働：無

5. 休日

シフト表で定めた勤務日以外の日

6. 休暇

- 年次有給休暇：6か月継続勤務し、その間の出勤率が8割以上の場合、週の所定労働日数に応じて法律どおり付与する（雇入れ時の週の所定労働日数 日 → 6か月後 日）
- 継続勤務6か月以内の年次有給休暇：無
- 時間単位年休：無
- 代替休暇：無
- その他の休暇：無

7. 賃金

1. 基本賃金：時間給 1,300円
2. 諸手当：無（通勤手当・在宅勤務手当を含む）
3. 割増賃金率
 - 法定時間外：月60時間以内 25%、月60時間超 50%
 - 所定時間外（法定時間内）：割増なし（時間給を支払う）
 - 休日：法定休日 35%、法定外休日（法定時間内）割増なし
 - 深夜：25%
4. 賃金締切日：毎月末日
5. 賃金支払日：翌月25日（金融機関の休業日にあたる場合は、その前の営業日）
6. 賃金の支払方法：労働者の同意を得て、労働者本人名義の預金口座へ振込
7. 労使協定に基づく賃金支払時の控除：無（法令で定められたものを除く）
8. 昇給：有（契約更新の際に、勤務成績等により見直すことがある）
9. 賞与：無
10. 退職金：無

8. 退職に関する事項

1. 定年制：無
2. 継続雇用制度：無
3. 自己都合退職の手続：退職する30日以上前に会社へ申し出ること
4. 解雇の事由及び手続：次のいずれかに当たる場合は解雇することがある。解雇するときは30日以上前に予告するか、予告に代えて平均賃金の30日分以上を支払う（労働基準法第20条）。契約期間の途中での解雇は、やむを得ない事由がある場合に限る（労働契約法第17条）
 - 心身の故障により業務に耐えられないとき
 - 勤務成績または勤務態度が著しく不良で、改善の見込みがないとき
 - 別に提出する誓約書に重大な違反をしたとき
 - 事業の縮小その他やむを得ない業務上の都合があるとき
 - その他、前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき

9. その他

- 社会保険の加入状況：無（加入要件に当たらないため）
- 雇用保険の適用：無（週の所定労働時間が20時間未満のため）
- 中小企業退職金共済制度：加入していない
- 企業年金制度：無
- 正社員との待遇の違い（内容と理由）について説明を求めるときの窓口：代表取締役 前田 圭太（連絡先：Discord（会社が案内するチャンネル）／電話 090-3392-9453）
- 雇用管理の改善等に関する相談窓口：同上
- 勤怠：出勤と退勤は、会社が指定する方法（Discord）で記録する
- 研修：雇入れ後おおむね2週間は、会社の役員と一緒に業務を行う。研修中も上記の時間給を支払う
- 業務で使うパソコン等は会社が貸与する。取り扱いと秘密の保持は、別に提出する誓約書による
- 就業規則：無（常時10人未満のため）。本書に定めのない事項は、労働基準法その他の法令による

※ 本書の交付は、労働基準法第15条に基づく労働条件の明示、およびパートタイム・有期雇用労働法第6条に基づく文書の交付を兼ねる。

※ 労働契約法第18条により、有期労働契約の契約期間が通算5年を超える場合は、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換される。

上記の条件で雇用契約を締結したことを証するため、本書を2通作成し、会社と労働者が記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

会社

住所：埼玉県白岡市新白岡3丁目34番地1

会社名：株式会社マスターテック

氏名：代表取締役 前田 圭太 印

労働者

住所：

氏名： 印